

## 主 文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、昭和○年○月、A所在のB新聞C販売所（以下「販売所」という。）に雇用され、住込みで新聞配達、集金業務等に従事していた。

被災者は、平成○年○月○日、集金業務のために向かった担当地区のマンション敷地内で倒れているところを発見され、D病院に救急搬送されたところ「右被殻出血、高血圧、外痔核出血」と診断され、入院加療を継続していたが、同月○日「被殻出血」（以下「本件疾病」という。）により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

### 第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、被災者に発症した本件疾病及び被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の実事の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

被災者は、平成〇年〇月〇日救急搬送され、同月〇日本件疾病により死亡したものであり、死亡診断書及びE医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書から、被災者は、同月〇日本件疾病を発症したものと認められる。

(1) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 被災者の本件疾病の発症直前から前日までの間において、業務に関する異常な出来事の有無について検討すると、一件記録を精査するも、異常な出来事は認められない。

(4) 被災者の労働時間については、朝刊の配達終了時刻について、Fは、「（被災者は）午前5時30分頃には配達を終了し戻ってきました。」と申述しているものの、「朝刊の配達を終了する時間は5時30分頃ですが、天候や配達の状態により必ず5時30分までに終わるとは限りません。」とも述べており、また、Gは、「配り終わるのは5時30分から6時頃だと思います。」と申述していることも併せ考えると、当審査会としては、被災者の朝刊の配達終了時刻は午前5時45分とみるのが相当と判断する。

また、夕刊の配達開始時刻について、Fは、「配達を午後2時30分頃から

始める。」と申述しているが、当審査会としては、Gが「午後2時には夕刊が届きますので、それから配達をはじめていました。」と申述していることから、当審査会としては、被災者の夕刊の配達開始時刻は午後2時とみるのが相当と判断する。

そうすると、被災者の配達に関する労働時間は、以下のとおりとなる。

曜日等	作業内容及び労働時間	
月曜日から 木曜日まで 及び土曜日	朝刊折込み	30分（午前2時から午前2時30分）
	朝刊配達	3時間15分（午前2時30分から午前5時45分）
	翌日分折込み	1時間15分（午前10時45分から午後0時）
	夕刊配達	2時間30分（午後2時から午後4時30分）
		合計 7時間30分
金曜日	朝刊折込み	30分（午前2時から午前2時30分）
	朝刊配達	3時間15分（午前2時30分から午前5時45分）
	翌日分折込み	2時間30分 （午前10時45分から午後1時15分）
	夕刊配達	2時間30分（午後2時から午後4時30分）
		合計 8時間45分
日曜日・祝日	朝刊折込み	30分（午前2時から午前2時30分）
	朝刊配達	3時間15分（午前2時30分から午前5時45分）
	翌日分折込み	1時間15分（午前10時45分から午後0時分）
		合計 5時間00分
	※ 休刊日前日は翌月分の折込み作業がないため、3時間45分	
休刊日	翌日分折込み	1時間15分（午前10時45分から午後0時）
	夕刊配達	2時間30分（午後2時から午後4時30分）
		合計 3時間45分

さらに、集金の時間についてみると、Fは「10件程度の時は1時間もかからないと思います。」と述べているが、集金業務は、集金先を1件1件訪問し、来宅を告げ、金銭の授受、領収書の発行を行い、次の集金先へ移動するという一連の作業であることに加え、不在の際には出直さなければならないことにな

るなどの事情を加味すると、少なくとも、10件で1時間程度（1件6分程度）の時間を要したものと判断することが相当である。

以上により、被災者の本件疾病の発症前6か月間の労働時間を算定すると、発症前1か月間が234時間12分、発症前2か月間が1か月当たり241時間38分、発症前3か月間が1か月当たり228時間42分、発症前4か月間が1か月当たり248時間45分、発症前5か月間が1か月当たり244時間0分、発症前6か月間が1か月当たり239時間24分となる。

(5) 被災者の本件疾病の発症前おおむね1週間の業務については、時間外労働時間数が29時間57分であり、その他業務内容等を考慮しても、特に過重な業務に就労したとは認められない。

(6) 被災者の本件疾病の発症前おおむね6か月間における時間外労働時間は、発症前1か月間が74時間12分、発症前2か月間が1か月当たり77時間55分、発症前3か月間が1か月当たり74時間50分、発症前4か月間が1か月当たり78時間19分、発症前5か月間が1か月当たり79時間27分、発症前6か月間が1か月当たり76時間46分である。

さらに、被災者は、本件疾病の発症前6か月間に、1日も休日を与えられていないことが認められる。

そうすると、被災者は、発症前1か月間に74時間12分の時間外労働を行い、発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たり70時間を超える時間外労働を行っていたことに加え、全く休日のない連続勤務を少なくとも6か月以上の極めて長い期間にわたり続けており、これらの事情を併せ考えれば、被災者は、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労していたものと認められる。

(7) 以上により、被災者には高血圧の既往歴はあったものの、被災者は、本件疾病の発症前おおむね6か月の間、相当の時間外労働を行っていたことに加え、本件疾病の発症前に、休日のない連続勤務を少なくとも6か月以上の極めて長い期間にわたり続けており、この業務による過重な負荷により、被災者は、疲労が回復せず、高血圧の基礎疾患が自然経過を超えて著明に増悪し、本件疾病を発症したものと判断することが相当である。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は失当であって、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。